

令和6年度アトツギ早期承継促進事業業務委託仕様書

本仕様書は、令和6年度アトツギ早期承継促進事業業務委託について、受託事業者（以下「受託者」という。）に対する委託業務内容を示すものである。

1. 事業の目的

県内事業者の早期の事業承継及び次代の地域経済の担い手育成を促進するためには、事業者の若手後継者（事業承継の前後は問わない。以下「アトツギ」という。）が、既存の経営資源を活用しながら、新たな領域へ挑戦するアトツギのロールモデル（成功事例）を数多く創出する必要がある。

そのため、家業の変革や新市場への参入などに意欲のある県内のアトツギを対象に、家業のイノベーションを集中的に支援するプログラム（以下、「プログラム」という。）を実施しロールモデル（成功事例）となるアトツギを創出するとともに、アトツギ間のコミュニティを構築し、県内事業者の事業承継に対する前向きな意識醸成や早期の事業承継を促進する。

2. 委託業務の内容

(1) プログラム参加者の募集・事業PR

- ・家業の変革や新市場への参入による新たな成長を志向する40歳未満のアトツギを対象に、本プログラムへの参加者を10名選定すること。
- ・応募要件等については、事前に委託者と協議すること。
- ・本事業の紹介や参加者の募集、イベントの告知等についてはチラシ等を作成（セミナー周知用、プログラム参加者募集用）するほか、SNSの活用など受託者の工夫により効果的に実施すること。
- ・募集と併せて、本プログラムへの参加誘因及び家業のイノベーションに関する知見を広げるため、参加者数20名から30名程度のアトツギ向けセミナーを2回程度（長崎市内1回、佐世保市内1回）開催すること。開催方法・講師等は委託者と協議の上決定すること。
- ・プログラム参加者の募集期間は最低2週間以上設けること。
- ・プログラム参加者の選定にあたっては、応募者に対し可能な限り面談を実施すること。なお、応募者多数により全員に対する面談が困難な場合などは、委託者と協議の上、書類選考等の事前審査を設けることも可とする。
- ・採択者選定の審査基準等は、委託者と協議の上決定すること。また、審査委員には委託者・受託者以外の者でアトツギ支援に知見のある者を1名以上含めること。

(2) プログラムの実施

- ・参加者10名に対し、家業のイノベーションに向けた必要な支援を、7ヵ月間程度（月1回以上）集中的に実施すること。
- ・なお、プログラムの開始前にキックオフイベントとして、プログラム参加者の一体感を醸成するとともに、メディア向けPRができるようなものを開催すること。
- ・また、参加者がプログラム実施日以外でも随時相談できるような体制とすること。
- ・本事業における「家業のイノベーション」とは、新規事業創出のほか、既存製品等のリブランディング、社内体制の改革、サプライチェーンの見直しなど、家業の5年後・10年後を見据えて取り組もうとする改革全般を指すものとする。

- ・プログラム実施にあたっては、事前に参加者の現況や課題、ニーズを十分ヒアリングの上、各参加者に対しプログラムにおける適切なゴールを設定すること。また、ヒアリング結果および支援の方向性をまとめた支援計画書（任意様式）を作成し、プログラム開始前に委託者に提出すること。
- ・プログラムの全体カリキュラム、工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。
- ・プログラムの実施形式については、原則リアル実施でセミナーやワークショップをおりませたものとし、参加者の利便性、支援の効率性等を十分考慮すること。なお、プログラムに参加できなかった者がいた場合でも後日プログラムの内容が把握できるように、アーカイブ動画等を残しておくなど対応すること。
- ・プログラム実施の際には、関係機関（金融機関や商工団体等）にも公開すること。
- ・支援の内容については、既存経営資源の活用による新規事業・業態転換・新市場参入に関する助言やアイデア創発機会の確保、アイデアを具体化するにあたり必要となるパートナー等の紹介及びネットワーク形成に関する助言、事業計画のブラッシュアップ、チームビルディングに関する助言、販路拡大に関する助言・紹介、新事業の社内の合意形成サポート、組織体制や生産管理の改善などに関する知見の提供などとする。
- ・支援の進捗状況を、任意の様式で委託者に毎月報告すること。
- ・受託者が参加者への支援に際して必要と認める場合には、適宜、外部専門家等を活用することができる。なお、その際の費用は本事業の委託料から拠出すること。
- ・本プログラム及び参加者の認知向上を図るため、メディアと連携を図ること。連携に関し費用負担が生じる場合は、本事業の委託料から拠出すること。
- ・参加者のマインドセット向上やネットワーク形成に向け、県内外のアトツギ同士で交流できる機会を設けること。
- ・プログラム内において、県外アトツギとの交流機会を設け、参加者のマインドセットの向上やビジネスプランのブラッシュアップを図ること。
- ・プログラム参加者を中心としたアトツギコミュニティを構築・運営すること。また、当該コミュニティは、プログラム参加者以外のアトツギも加入できるようにし、次年度以降の参加者募集や、家業のイノベーションに関する知見提供などに活用できるよう工夫すること。
- ・参加者を、国・自治体や民間企業・団体などが実施するビジネスプランコンテストやピッチイベント等へ積極的に出場させ、エントリーシートのブラッシュアップ等の支援を実施すること。

（3）テストマーケティング支援の実施

- ・プログラム参加者合計150万円（1者あたり30万円上限（消費税等抜き））を上限として、参加者がテストマーケティング等を実施するにあたり必要な支援を行うこと。なお、支援先については5社程度を想定しているが、プログラム開始前に作成する支援計画等を参考にしながら、委託者と協議のうえ決定すること。

具体的には、以下の①～④に係る費用とし、人件費や備品の購入費には充当しないこと。

- ①プロトタイプ製作に要する費用
- ②新製品・サービスの納入先候補となる県外事業者等への事業提案に要する費用
- ③クラウドファンディング等に要する費用
- ④上記以外のテストマーケティングに係る費用で委託者が認めたもの

上記①～④の項目に要する対象経費は、以下の科目とする。

- a. 旅費・交通費
 - b. 通信運搬費
 - c. 資材購入費
 - d. 外注費
 - e. 印刷製本費
 - f. 使用料及び賃借料
 - g. 専門家謝金
 - h. 委託料
- ・支援に際しては、効果的に行えるように助言、指導等を行うこと。
 - ・支出関連書類の整備・保管
各対象経費に要する経費については、契約書記載の様式により経費項目等を適切に管理するとともに、支出証拠書類を整備・保管すること。なお、精査に伴い、未使用分がある場合には、当該金額について減額した変更契約を締結するものとする。
 - ・なお、本テストマーケティング支援は補助金見合いであることから、本事業の委託料の算定には消費税相当額を含めないこと。

(4) ピッチイベントの開催

- ・新たな領域に挑戦する意欲あるアトツギ及びアトツギ支援の機運醸成及びプログラム参加者の新規事業等実現の後押しを目的とし、プログラム参加者による成果発表のピッチイベントを開催すること。
- ・本イベントの目的達成のため、メディア等と連携し、県内中小企業経営者やアトツギ、金融機関・商工団体等の支援者が多数来場するよう、広報・集客に努めること。
- ・イベントのプログラムは、来場者に対し、新たな領域に挑戦する意欲あるアトツギへの認知・関心を高め、翌年度のプログラム参加者の掘り起こしにつながるよう工夫すること。
- ・本イベントの目的を達成する上で、ピッチイベントの開催以上に効果的・効率的な手法が実施可能であれば、委託者との協議により当該手法をピッチイベントに代えて実施することも可とする。

(5) その他

- ・感染症予防等の対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、委託者と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。
なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行うものとする。
- ・本プログラムの名称やロゴなどは、委託者と協議の上、自由に製作して良いものとするが、翌年度以降も使用できるよう、その著作権は委託業務終了後、委託者へ無償で譲渡するものとする。

3. 契約期間

令和6年6月3日（月）から令和7年3月21日（金）まで

4. 契約形態

契約形態は委託契約（請負型）とする。

5. 支払方法

委託料の支払方法は、精算払とする。

6. 業務の報告

受託者は、業務に関する活動状況及び進捗状況について、委託者が必要と認めるときは、報告を行なわなければならない。

7. 業務完了報告

(1) 令和7年3月21日（金）までに下記の書類を提出すること。

①業務完了報告書 1部

②実績報告書 1部

業務完了報告書・実績報告書の様式は任意とするが、本仕様書2の(1)から(4)に記載した業務内容の実施状況・結果を漏れなく記載すること。

(2) 納品場所

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県産業労働部経営支援課経営支援担当

8. 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、事業者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た一切の事項について、業務中はもとより、業務完了後もこれを第三者に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、**個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）**に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権がある場合には、当該権利の利用及びその費用負担については、受託者の責任において対処するものとする。

10. 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を当該著作物の引き渡しの時に委託者に無償で譲渡すること。

11. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

12. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、本事業の目的を踏まえ、委託者と受託者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議すること。
- (3) 業務に係る経費は、本仕様書において委託者が負担する旨の特別の規定がある場合を除き、原則として受託者の負担とする。
- (4) 入札時に提出した技術提案書に記載のある内容については、原則としてすべて契約の内容に含むこととし、その履行を確保するものとする。